

## 令和8年度 訪問型サービスC業務（リハビリテーション）委託仕様書

### 1. 趣旨

この仕様書は、松江市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスC実施要綱に定めるものの外、受注者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

### 2. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 3. 委託事業所について

本事業の委託については、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が所属する事業所・医療機関等で下記①または②であって、本仕様書の要件を満たす事業者と契約を行うものとする。ただし、介護保険サービス提供事業所は、①または②の条件は問わないものとする。

①松江市競争入札参加資格者

②松江市税の滞納がないこと、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。

### 4. 対象者

下記のすべてに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の総合事業対象者、要支援1・要支援2該当者。
- (2) リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、保健師、栄養士による生活指導や助言により、生活機能の向上・病気の重症化予防、低栄養予防につながる等が見込まれ、介護予防につながる者。
- (3) サービス実施により、自立または介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業などの社会参加につながるが見込まれる者。

※ただし、訪問型サービスC利用期間内に要介護認定され、申請日に遡り対象者でなくなり、訪問型サービスCの利用があっても問題ないものとする。要介護認定の被保険者証受取以降は、訪問型サービスCの利用を中止するものとする。

### 5. 実施体制

本事業を円滑に進めるため、以下の体制を確保する。

- (1) 高齢者の身体特性に合わせた適切な指導等を実施すること。
- (2) 市の保健師、及び管理栄養士、地域包括支援センター、介護支援専門員等と連携する他、訪問指導の質を維持・向上させるための体制を確保する。

### 6. 業務実施場所

リハビリテーション指導が必要な対象者（以下「対象者」という。）の自宅等

## 7. 業務内容

(1) 対象者の自宅等で開催されるサービス担当者会議に出席すること。

【帳票】個別アセスメント票

(2) 対象者の自宅等への訪問によるリハビリテーション指導を、対象者1人につき原則か月の期間あたり月2回（リハビリテーション指導開始4週間は4回まで）実施すること。ただし、不在等、面会できない場合の実施回数減、及び複数回の指導が必要な場合の実施回数増は協議により可能とする。初回の訪問日から3か月間、訪問指導を実施。

(3) リハビリテーション専門職は、対象者への介入前後で対象者の生活状況（ADL・IDL）及び身体機能の評価を行い、対象者の身体状況や疾病等（以下、「身体状況等」という。）を的確に把握し、個別支援計画を立案する。また、個別支援計画に基づきリハビリテーション指導及び環境調整等での福祉用具の提案等の助言を行う。

終了時には利用状況、目標の達成度、関連するADL、IADL等々を評価し、地域における自立した日常生活につなげられるよう指導できたか評価する。また、対象者及び介護支援専門員に今後必要なフォロー等の指導・助言を行う。

【帳票】個別支援計画票、訪問指導記録・経過記録、

運動機能アセスメント票または口腔機能・コミュニケーションアセスメント票

(4) リハビリテーション専門職は、2回目以降の訪問の際には、対象者の身体状況等の経過に合わせた指導を行い、目標に対する行動計画の順守状況を確認・評価すること。

【帳票】訪問指導記録・経過記録

(5) リハビリテーション指導では1回の訪問ごとに記録表を作成し、各月ごとに業務完了報告書および業務委託料請求書を作成すること。

【帳票】業務委託業務完了報告書、業務委託料請求書

(6) 訪問指導終了後、松江市が対象者の事後評価が必要と判断した場合、最終訪問後2～3か月をめぐりに、訪問による評価を1回行うこと。

(7) 事業者は、上記の業務で作成した帳票を、サービス提供月の翌月3日までに、介護保険課に提出すること。ただし、3月分の報告書は令和9年3月31日までに提出すること。

## 8. 実施に係る委託料

<事業委託料基準単価>

委託料の単価は以下の表のとおりとする。（消費税は非課税）

内 容	契 約 単 価 等
サービス担当者会議（訪問）	
個別リハビリテーション指導	1回あたり 9,000円
事業終了後評価（訪問・1回のみ）	

## 9. 安全管理体制

- (1) 参加者の安全性を十分に考慮し、事故防止に努めるとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう緊急時対応マニュアル等を作成し、安全管理体制を整備すること。
- (2) 事故発生時の対応  
事業実施により事故が発生した場合は、介護支援専門員、松江市、当該対象者の家族等に連絡を行うとともに、以下の通り必要な措置を講じること。
  - ①事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
  - ②賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- (3) 参加者に対する賠償保険や損害賠償保険に加入するなど適切な運営を図ること。

## 10. その他

- (1) 本業務の実施にあたり疑義が生じたとき、並びに本仕様書に記載のない事項については、市と協議のうえ実施する。
- (2) 地域支援事業実施要綱の改正が年度内に行われた場合、協議のうえ、当仕様書を一部変更し契約する場合があるものとする。